

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 都市公園の設置及び管理（第2条の2—第12条の5）

第3章 雑則（第13条—第17条）

第4章 罰則（第18条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

（2）公園施設 法第2条第2項各号に掲げる施設をいう。

第2章 都市公園の設置及び管理

（都市公園の設置基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

（市民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準）

第2条の3 市民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準は、8平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

（2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

（3）主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域

内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

- (4) 市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の割合)

第2条の5 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の割合の特例)

第2条の6 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。)

第6条第1項第1号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、100分の10まで

- (2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、100分の20まで

- (3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前2号に定める範囲とは別に100分の10まで

- (4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前3号に定める範囲とは別に100分の2まで

- 2 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、100分の10までとする。

(公園施設に関する制限)

第2条の7 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の65とする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同

じ。) (以下これらを「市長等」という。) の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売を行うこと。

(2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(3) 業として写真、映画等を撮影すること。

(4) 興行を行うこと。

(5) 競技会、展示会、博覧会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の時間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長等の指示する事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長等に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 市長等は、第1項又は前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

5 市長等は、次のいずれかに該当するときは、第1項又は第3項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 公衆の利用に支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長等が必要と認めた場合については、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更し、又は土砂、石類を採取すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 業として昆虫類を採集すること。

(6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。

(9) たき火その他の火気 (四季の郷公園緑花果樹苑エントランス芝生広場におけるバーベキュー

一設備に係る火気を除く。)を使用すること。

(10) 野営をすること。

(11) 禁煙区域内で喫煙すること。

(12) 都市公園をその用途外に使用すること。

(13) 飼育中の動物にいたずらをする事。

(14) 風紀を乱し、又はそのおそれのある行為をすること。

(15) 指定された場所以外の場所へごみを捨てること。

(16) 危険物を持ち込み又は公園利用者に危害を与える行為をすること。

(17) その他公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長等は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の供用日等)

第6条の2 別表第1に掲げる公園施設の供用日及び供用時間は、同表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合で市長の承認を得たときは、供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

(有料施設の使用の許可)

第6条の3 有料施設(公園施設のうち有料で使用させるものとして別表第2の4有料施設の使用料(その1)の表、別表第2の5有料施設の使用料(その2)の表及び別表第3の2有料施設の利用料金の表に掲げるものをいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、市長等に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、和歌山城歴史資料館、和歌山城公園駐車場及び四季の郷公園緑花果樹苑シャワー室については、この限りでない。

2 市長等は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの  
(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第6条の3第1項の許可（別表第3に掲げるものに係るものを除く。以下「都市公園の使用の許可」という。）を受けた者、和歌山城歴史資料館に入館する者及び和歌山城公園駐車場を使用

する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- 2 有料施設（別表第3の2有料施設の利用料金の表に掲げるものを除く。）を使用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、別表第2に掲げる額の3倍に相当する額とする。

（使用料の徴収）

第10条 都市公園の使用の許可に係る使用料にあつては当該都市公園の使用の許可をする際に、和歌山城歴史資料館に係る使用料にあつては入館の際に、徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 和歌山城公園駐車場に係る使用料は、出場の際に徴収する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、使用期間が1年を超える場合において、市長が必要と認めるときは、初年度分については都市公園の使用の許可の際に、次年度以降の各年度分については当該各年度の初めに徴収する。

- 4 使用料が平方メートルを単位として定められている場合において当該使用が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときはこれを1平方メートルとして計算し、使用料がメートルを単位として定められている場合において当該使用が1メートル未満であるとき又は1メートル未満の端数があるときはこれを1メートルとして計算する。

- 5 使用料が年を単位として定められている場合において、当該使用が1年未満のとき又は1年未満の端数があるとき（1月未満の端数は、1月として計算する。）は、当該使用の月数に応じて月割計算とする。

- 6 使用料が月を単位として定められている場合において、当該使用が1月未満のとき又は1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。ただし、使用期間又はその端数が15日以内の場合は、月額半額の半額とする。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、都市公園の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由によつてその許可に係る行為又はその使用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、この限りでない。

（利用料金）

第12条の2 四季の郷公園及びつつじが丘総合公園の使用（別表第3に掲げるものに限る。）をする者は、同表に掲げるものに係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ

市長の承認を受けて定める額とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、利用料金の額を告示しなければならない。

4 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

5 利用料金は、都市公園の使用の許可をする際に、徴収する。ただし、市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第12条の3 指定管理者は、市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条の4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(都市公園運営委員会の設置)

第12条の5 市長は、都市公園の運営の適正を期するため、和歌山市都市公園運営委員会を置く。

### 第3章 雑則

(地位の譲渡禁止等)

第13条 都市公園の使用の許可を受けた者は、その地位を貸し付け、又は譲渡することができない。

(監督処分)

第14条 市長は、次のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第1項の規定にかかわらず、第16条の4第1項第1号に掲げる業務を行う指定管理者は、第6条の3第1項の許可を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第14条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
  - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
  - (3) 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- (工作物等を保管した場合の公示方法)

第14条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第14条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を確知することができないときは、その掲示の要旨を和歌山市公報（和歌山市公告式条例（昭和25年条例第35号）第2条に規定する和歌山市公報をいう。）に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第14条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第14条の5 法第27条第4項の規定により保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第14条の6 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則

で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第15条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第16条 第3条から第15条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(損害の賠償)

第16条の2 何人も、公園施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条の3 和歌山東公園、和歌山城公園駐車場、四季の郷公園及びつつじが丘総合公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第16条の4 和歌山東公園の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) 和歌山東公園の使用の許可その他和歌山東公園の管理運営に関する業務

(2) 和歌山東公園の維持管理に関する業務

2 和歌山城公園駐車場の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) 和歌山城公園駐車場の出入りの管理に関する業務

(2) 和歌山城公園駐車場の維持管理に関する業務

(3) 和歌山城公園駐車場の運営上市長が必要と認める業務

3 四季の郷公園の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) 四季の郷公園の使用の許可その他四季の郷公園の管理運営に関する業務

(2) 四季の郷公園の維持管理に関する業務

4 つつじが丘総合公園の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) つつじが丘総合公園の使用の許可その他つつじが丘総合公園の管理運営に関する業務

(2) つつじが丘総合公園の維持管理に関する業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 罰則

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項（第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者

(3) 第14条第1項若しくは第2項又は第3項（第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長又は指定管理者の命令に違反した者

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

第20条 法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科することができる。

第21条 法第5条の11の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 次の条例は、廃止する。

(1) 和歌山市公園管理条例 (昭和23年条例第65号)

(2) 和歌山市公園特殊施設使用条例 (昭和26年条例第40号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に権原に基いて都市公園において第3条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基いてなお当該行為をすることができるものとされる期間、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 当分の間、本市が都市公園以外に施設した運動のための有料施設の使用について、この条例の規定を適用する。

附 則 (昭和37年8月2日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度の占用料から適用する。

付 則 (昭和40年4月2日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和41年3月30日)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年3月26日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和44年3月6日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年3月30日)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (昭和46年3月22日)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年3月31日 第1条、第2条および第3条の規定については昭和48.

6. 25施行、規則46)

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において、各規定につき、規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和49年3月31日 昭和49. 5. 19施行、規則34)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第5項の改正規定は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和50年3月19日 昭和51. 2. 1施行、規則2)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日 昭和51. 10. 1別表第1の改正規定中太田第4公園、平井公園及び木本公園に関する部分施行、規則53)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、規則で定め

る日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 23 日）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 3 月 29 日 昭和 55. 7. 21 施行、規則 57）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 27 日）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 項第 6 号の改正規定は、昭和 56 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 27 日 昭和 57. 4. 2 施行、規則 16）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日）

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の和歌山市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に公園を占有することについて使用許可を受け、その使用期間が 1 年を超えるものの昭和 59 年度以後の使用料については、新条例別表第 3 項の規定による。

附 則（昭和 62 年 3 月 28 日）

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定中第 5 項第 8 号に係る部分は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例別表（第 5 項第 8 号を除く。）の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 31 日）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月 26 日）

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月30日）

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定、別表2都市公園を占有する場合の使用料の表の改正規定及び同表4有料施設の使用料の改正規定（「210円」を「250円」に、「1,030円」を「1,200円」に、「

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 2時間を超えるとき1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）増すごとに | 300円 |
|--------------------------------------|------|

」を「

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 2時間を超えるとき1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）増すごとに | 400円 |
|--------------------------------------|------|

」に改める部分に限る。）は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、平成4年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月21日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月14日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月26日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月26日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日）抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成17年4月1日から、第18条の改正規定は同年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例第18条の規定は、平成17年5月1日以後の行為に対する罰則について適用し、同日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月5日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の2第2項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の5の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に受けている使用許可は、改正後の条例第6条の3の規定により受けた使用許可とみなす。

附 則（平成20年7月1日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例（以下「改正後の条例」をいう。）第 6 条の 2 第 2 項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第 16 条の 5 から第 16 条の 7 までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用について適用し、同日前の使用許可に係る使用については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 6 日）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例別表第 2 の 4 有料施設の使用料（その 1）の表和歌山公園駐車場の項の規定は、この条例の施行の日以後に和歌山公園駐車場から出場させる自動車について適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の和歌山市都市公園条例（次項において「新条例」という。）別表第 2（1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表公園施設を管理する場合（和歌山公園売店）の項及び 3 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合の使用料の表物品の販売、出店その他これらに類するものの項（その他のものに係る部分に限る。）を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第 2 の 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表公園施設を管理する場合（和歌山公園売店）の項及び同表 3 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合の使用料の表物品の販売、出店その他これらに類するものの項（その他のものに係る部分に限る。）の規定

は、施行日の属する月以後の月分の和歌山公園売店の管理に係る使用料及び物品の販売、出店その他これらに類する行為（一時的なものを除く。）に係る使用料について適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日 平成 27. 9. 1 施行、規則 75）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 6 条の 3 第 1 項本文の改正規定、第 9 条第 1 項の改正規定（和歌山公園駐車場に係る部分に限る。）、第 10 条第 1 項の改正規定（「使用料は、」を「都市公園の使用の許可に係る使用料にあつては当該」に改める部分に限る。）、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とする改正規定、同条第 2 項の改正規定及び同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（和歌山自然観察の森条例の廃止）

2 和歌山自然観察の森条例（平成 3 年条例第 27 号）は、廃止する。

（和歌山市四季の郷公園条例の廃止）

3 和歌山市四季の郷公園条例（平成 7 年条例第 19 号）は、廃止する。

（経過措置）

4 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の和歌山自然観察の森条例の規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の和歌山自然観察の森条例の規定により市長又は指定管理者に対してされている申請その他の手続は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

6 この条例の施行の際現に附則第 3 項の規定による廃止前の和歌山市四季の郷公園条例の規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際現に附則第 3 項の規定による廃止前の和歌山市四季の郷公園条例の規定により市長又は指定管理者に対してされている申請その他の手続は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

8 この条例の施行の際現に指定されている指定管理者（四季の郷公園に係るものを除く。以下この項において同じ。）の指定期間が満了する日（当該満了する日前に指定が取り消された場合にあっては、当該取消しがあった日）までの間は、行為の制限、禁止等に係る許可等につい

ては、この条例による改正後の和歌山市都市公園条例第3条、第5条ただし書及び第6条の規定は適用せず、この条例による改正前の和歌山市都市公園条例第3条、第5条ただし書及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年6月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の和歌山市都市公園条例別表第2の5有料施設の使用料（その2）の表和歌山東公園体育館の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる和歌山東公園体育館の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前にされた和歌山東公園体育館の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の和歌山市都市公園条例（次項において「新条例」という。）別表第2（1公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表公園施設を管理する場合の項及び3第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料の表物品の販売、出店その他これらに類するものの項（その他のものに係る部分に限る。）を除く。）の規定は、第1項ただし書に規定する日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第2の1公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表公園施設を管理する場合の項及び同表の3第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料の表物品の販売、出店その他これらに類するものの項（その他のものに係る部分に限る。）の規定は、第1項ただし書に規定する日の属する月以後の月分の公園施設の管理に係る使用料及び物品の販売、出店その他これらに類する行為（その他のものに係る部分に限る。）に係る使用料について適用する。

附 則（令和2年3月23日 令和2. 7. 18施行、規則93）

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 令和3. 4. 1施行、規則19）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（令和3年9月28日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日 令和6. 4. 1施行、規則21）

- 1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）の規定の例により行うことができる。

附 則（令和6年3月22日 令和6. 12. 7施行、規則61）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条及び附則第5項の規定 令和6年6月1日

（2）第3条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日  
（和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の廃止）

- 2 和歌山市立つつじが丘テニスコート条例（平成25年条例第84号）は、廃止する。  
（和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の規定により市長又は指定管理者に対してされている申請その他の手続は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

（第2条の規定の施行に伴う経過措置）

- 5 第2条の規定による改正後の別表第3の3有料施設の利用料金（その2）の表の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、同日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月23日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条の2関係）

| 公園施設の名称 | 都市公園の名称 | 供用日      | 供用時間     |
|---------|---------|----------|----------|
| 庭球場     | 和歌山城公園  | 1月1日から12 | 9時から19時ま |

|      |                           |                                                                                         |                                                                                                          |                                                       |
|------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|      |                           |                                                                                         | 月 3 1 日まで                                                                                                | で                                                     |
| 運動広場 |                           | 西庄公園、高津公園、紀の川第 2 緑地、紀の川第 3 緑地、紀の川第 4 緑地、紀の川第 5 緑地、紀の川第 7 緑地、紀の川第 8 緑地、雄湊公園、和歌山城公園及び満屋広場 |                                                                                                          | 6 時から 1 9 時まで                                         |
|      |                           | 中之島公園                                                                                   | 1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで                                                                                  | 6 時から 2 1 時 3 0 分まで(夜間照明施設の使用は 1 7 時から 2 1 時 3 0 分まで) |
|      |                           |                                                                                         | 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで                                                                               | 6 時から 1 9 時まで                                         |
| 体育館  | 岡公園室内体育館                  | 岡公園                                                                                     | 1 月 1 日から 1 2 月 2 8 日まで                                                                                  | 6 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分まで                             |
|      | 和歌山東公園体育館                 | 和歌山東公園                                                                                  | 1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで                                                                                  | 9 時から 2 1 時まで                                         |
| 庭園   | 西の丸庭園<br>(紅葉溪庭園)          | 和歌山城公園                                                                                  | 1 月 1 日から 1 2 月 2 8 日まで                                                                                  | 9 時から 1 7 時まで                                         |
| 茶室等  | 紅葉溪庭園茶室                   | 和歌山城公園                                                                                  | 1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで                                                                                  | 9 時から 1 6 時 3 0 分まで                                   |
|      | 夜雨荘<br>岡陽軒<br>芦鶴庵<br>野点会場 | 岡公園                                                                                     | 1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで(月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休 |                                                       |

|            |                                                        |           |                                                           |              |
|------------|--------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------|--------------|
|            |                                                        |           | 日でない日)を除く。)                                               |              |
| 動物園        |                                                        | 和歌山城公園    | 1月1日から12月31日まで                                            | 9時から17時まで    |
| 和歌山城歴史資料館  |                                                        | 和歌山城公園    | 1月1日から12月28日まで                                            | 9時から17時30分まで |
| 駐車場        | 和歌山城公園<br>駐車場                                          | 和歌山城公園    | 1月1日から12月31日まで                                            | 0時から24時まで    |
| 市民球場       |                                                        | 和歌山東公園    | 1月4日から12月28日まで                                            | 9時から17時まで    |
| 緑花果樹<br>苑  | 四季さい館<br>温室<br>イベント広場<br>エントランス<br>芝生広場 (バーベキュー設備を除く。) | 四季の郷公園    | 1月4日から12月29日まで(火曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。) | 9時から17時まで    |
|            | 体験農園                                                   | 四季の郷公園    | 1月1日から同月31日まで及び4月1日から12月31日まで                             | 9時から17時まで    |
|            | シャワー室                                                  | 四季の郷公園    | 1月4日から12月29日まで                                            | 9時から17時まで    |
| 自然観察<br>の森 | ネイチャーセンター                                              | 四季の郷公園    | 1月4日から12月29日まで(火曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。) | 9時から17時まで    |
| テニスコ<br>ート | 屋外コート<br>センターコ<br>ート                                   | つつじが丘総合公園 | 1月4日から12月28日まで                                            | 9時から21時まで    |

|          |                                   |                               |           |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------|-----------|
|          | 屋内コート<br>会議室<br>大会運営施設<br>屋外用放送設備 |                               |           |
|          | 練習用コート                            |                               |           |
| 多目的球技場   |                                   |                               | で         |
| スケートボード場 |                                   | 1月4日から4月30日まで及び9月1日から12月28日まで | 9時から17時まで |
|          |                                   | 5月1日から8月31日まで                 | 9時から19時まで |

別表第2（第6条の3、第9条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

| 区分          | 公園施設の種類  | 単位           | 金額                                        |
|-------------|----------|--------------|-------------------------------------------|
| 公園施設を設置する場合 |          | 1平方メートル1年につき | 土地の評価額の100分の4                             |
| 公園施設を管理する場合 | 和歌山城公園売店 | 1月につき        | 24,090円                                   |
|             | その他の施設   | 1平方メートル1年につき | 建物その他の工作物の評価額の100分の5.5に土地の評価額の100分の4を加えた額 |

2 都市公園を占用する場合の使用料

| 種別              | 単位         | 金額     |
|-----------------|------------|--------|
| 第一種電柱           | 1本1年につき    | 1,000円 |
| 第二種電柱           | 1本1年につき    | 1,600円 |
| 第三種電柱           | 1本1年につき    | 2,200円 |
| 第一種電話柱          | 1本1年につき    | 930円   |
| 第二種電話柱          | 1本1年につき    | 1,500円 |
| 第三種電話柱          | 1本1年につき    | 2,100円 |
| その他の柱類          | 1本1年につき    | 72円    |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | 1メートル1年につき | 10円    |

|                       |                   |                      |
|-----------------------|-------------------|----------------------|
| 地下電線その他地下に設ける線類       | 1メートル1年につき        | 5円                   |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個1年につき           | 1,400円               |
| 水道管、下水                | 外径が0.1メートル未満のもの   | 1メートル1年につき<br>48円    |
| 道管、ガス管                | 外径が0.1メートル以上0.15メ | 1メートル1年につき<br>72円    |
| その他これら                | ートル未満のもの          |                      |
| に類するもの                | 外径が0.15メートル以上0.2メ | 1メートル1年につき<br>95円    |
|                       | ートル未満のもの          |                      |
|                       | 外径が0.2メートル以上0.4メー | 1メートル1年につき<br>190円   |
|                       | トル未満のもの           |                      |
|                       | 外径が0.4メートル以上1メートル | 1メートル1年につき<br>480円   |
|                       | 未満のもの             |                      |
|                       | 外径が1メートル以上のもの     | 1メートル1年につき<br>950円   |
| 競技会、集会、展示会そ           | 入場料を徴収しないもの       | 1平方メートル1日につき<br>50円  |
| 他これらに類する催             | 入場料を徴収するもの        | 1平方メートル1日につき<br>100円 |
| しのための仮設工作物            |                   |                      |
| 標識                    | 1本1年につき           | 1,100円               |
| 工事用施設及び工事用材料の置場       | 1平方メートル1月につき      | 440円                 |

#### 備考

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

#### 3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

| 行為の種類       | 単位     | 金額                     |
|-------------|--------|------------------------|
| 物品の販売、出店その他 | 一時的なもの | 1平方メートル1日につき<br>520円   |
| これらに類するもの   | その他のもの | 1平方メートル1月につき<br>1,570円 |

|                        |                                                |            |
|------------------------|------------------------------------------------|------------|
| 業として行う写真の撮影            | 写真機 1 台 1 日につき                                 | 3 1 0 円    |
| 業として行う映画等の撮影           | 1 時間につき                                        | 1, 2 5 0 円 |
| 競技会、集会、展示会その他これらに類するもの | 1 件 3 時間まで                                     | 1, 3 8 0 円 |
|                        | 3 時間を超えるとき 1 時間<br>(1 時間未満の端数は、1 時間とする。) 増すごとに | 4 6 0 円    |

#### 4 有料施設の使用料 (その 1)

| 種別       |                           | 単位                                          | 金額                                                                 |
|----------|---------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 庭球場      |                           | 1 面 1 時間につき                                 | 3 4 0 円                                                            |
| 運動広場     |                           | 3 時間につき                                     | 1, 3 8 0 円<br>(中之島公園における 1 7 時から 2 1 時 3 0 分までの使用については、2, 0 7 0 円) |
| 岡公園室内体育館 | 個人                        | 1 人 1 時間につき                                 | 4 0 円                                                              |
|          | 競技会等のため 1 0 人以上の団体で使用する場合 | 1 回 2 時間まで                                  | 3 6 0 円                                                            |
|          |                           | 2 時間を超えるとき 1 時間 (1 時間未満の端数は、1 時間とする。) 増すごとに | 1 8 0 円                                                            |
| 紅葉溪庭園茶室  | 和室                        | 9 時から 1 2 時まで                               | 5, 7 6 0 円                                                         |
|          |                           | 1 2 時から 1 6 時まで                             | 8, 1 7 0 円                                                         |
|          | 立礼室                       | 9 時から 1 2 時まで                               | 5, 7 6 0 円                                                         |
|          |                           | 1 2 時から 1 6 時まで                             | 5, 7 6 0 円                                                         |
| 夜雨荘      | 9 時から 1 2 時まで             |                                             | 2, 8 8 0 円                                                         |
|          | 1 2 時から 1 6 時 3 0 分まで     |                                             | 2, 8 8 0 円                                                         |
|          | 9 時から 1 6 時 3 0 分まで       |                                             | 5, 7 6 0 円                                                         |
| 岡陽軒      | 9 時から 1 2 時まで             |                                             | 1, 9 1 0 円                                                         |
| 芦鶴庵      | 1 2 時から 1 6 時 3 0 分まで     |                                             | 1, 9 1 0 円                                                         |
|          | 9 時から 1 6 時 3 0 分まで       |                                             | 3, 8 2 0 円                                                         |
| 野点会場     | 9 時から 1 2 時まで             |                                             | 9 5 0 円                                                            |

|           |     |                         |                                                                         |
|-----------|-----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|           |     | 12時から16時30分まで           | 950円                                                                    |
|           |     | 9時から16時30分まで            | 1,900円                                                                  |
| 和歌山城歴史資料館 |     | 1人1回につき                 | 100円                                                                    |
| 和歌山城公園駐車場 | 普通車 | 駐車時間が15分までであるとき。        | 0円                                                                      |
|           |     | 駐車時間が15分を超えて1時間までであるとき。 | 200円                                                                    |
|           |     | 駐車時間が1時間を超えて2時間までであるとき。 | 360円                                                                    |
|           |     | 駐車時間が2時間を超えるとき。         | 360円にその超える時間1時間までごとににつき200円を加えた額                                        |
|           | バス  | 駐車時間が2時間までであるとき。        | 1,670円                                                                  |
|           |     | 駐車時間が2時間を超えるとき。         | 1,670円にその超える時間1時間までごとににつき、8時から18時までにあつては520円、18時から翌日の8時までにあつては100円を加えた額 |

5 有料施設の使用料（その2）

| 種別         |    | 単位         | 金額     |
|------------|----|------------|--------|
| 和歌山東公園市民球場 | 大人 | 9時から12時まで  | 4,710円 |
|            |    | 13時から17時まで | 6,180円 |
|            |    | 9時から17時まで  | 9,740円 |
|            | 小人 | 9時から12時まで  | 2,820円 |

|           |                  |               |         |
|-----------|------------------|---------------|---------|
| 和歌山東公園体育館 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 13時から17時まで    | 3,660円  |
|           |                  | 9時から17時まで     | 5,860円  |
|           |                  | 9時から12時まで     | 4,450円  |
|           |                  | 13時から17時まで    | 6,450円  |
|           |                  | 17時30分から19時まで | 3,770円  |
|           |                  | 19時から21時まで    | 5,030円  |
|           |                  | 9時から17時まで     | 10,910円 |
|           |                  | 13時から21時まで    | 15,260円 |
|           |                  | 9時から21時まで     | 19,720円 |
|           | その他の催しに使用する場合    | 9時から12時まで     | 22,300円 |
|           |                  | 13時から17時まで    | 32,880円 |
|           |                  | 17時30分から19時まで | 19,120円 |
|           |                  | 19時から21時まで    | 25,500円 |
|           |                  | 9時から17時まで     | 55,200円 |
|           |                  | 13時から21時まで    | 77,520円 |
|           |                  | 9時から21時まで     | 99,840円 |
|           |                  |               |         |

備考

- 1 大人とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童並びに中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び高等学校の生徒以外の者（小学校就学前の幼児を除く。）をいう。
- 2 小人とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 和歌山東公園市民球場の使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の端数は、1時間とする。）につき、大人が使用する場合にあっては1,570円、小人が使用する場合にあっては880円とする。

6 有料施設の利用者が附属設備を使用する場合の使用料

| 種別      |        | 単位                    | 金額     |
|---------|--------|-----------------------|--------|
| 運動広場    | 夜間照明施設 | 3時間までであるとき。           | 6,080円 |
|         |        | 3時間を超えて4時間30分までであるとき。 | 9,120円 |
| 紅葉溪庭園茶室 | 冷房設備   | 1時間につき                | 200円   |

|                   |            |                                                   |            |
|-------------------|------------|---------------------------------------------------|------------|
|                   | 暖房設備       | 1 時間につき                                           | 4 1 0 円    |
| 夜雨荘<br>岡陽軒<br>芦鶴庵 | 冷暖房設備      | 3 時間まで                                            | 8 3 0 円    |
|                   |            | 3 時間を超えるとき 1 時間<br>(1 時間未満の端数は、1<br>時間とする。) 増すごとに | 2 0 0 円    |
|                   |            |                                                   |            |
| 和歌山東公園市民<br>球場    | 本部席        | 1 回につき                                            | 1, 8 8 0 円 |
|                   | 放送設備       | 1 回につき                                            | 7 3 0 円    |
|                   | 本部席冷暖房設備   | 1 回につき                                            | 7 3 0 円    |
| 和歌山東公園体育<br>館     | 第 1 会議室    | 1 回につき                                            | 1, 0 1 0 円 |
|                   | 第 2 会議室    | 1 回につき                                            | 5 0 0 円    |
|                   | 本部席        | 1 回につき                                            | 6 3 0 円    |
|                   | 放送設備       | 1 回につき                                            | 2, 0 5 0 円 |
|                   | 折畳椅子       | 1 脚 1 回につき                                        | 1 8 円      |
|                   | ステージ       | 1 回につき                                            | 2, 0 5 0 円 |
|                   | バスケットボール用具 | 1 式 1 回につき                                        | 3 8 0 円    |
|                   | バレーボール用具   | 1 式 1 回につき                                        | 3 8 0 円    |
|                   | 庭球用具       | 1 式 1 回につき                                        | 3 8 0 円    |
|                   | フットサル用具    | 1 式 1 回につき                                        | 3 8 0 円    |
|                   | バドミントン用具   | 1 式 1 回につき                                        | 9 0 円      |
|                   | 卓球用具       | 1 式 1 回につき                                        | 9 0 円      |
|                   | 飛箱         | 1 式 1 回につき                                        | 3 8 0 円    |
|                   | 柔道畳        | 1 畳 1 回につき                                        | 1 8 円      |
|                   | 体操マット      | 1 枚 1 回につき                                        | 1 8 円      |

別表第 3 (第 6 条の 3、第 1 2 条の 2 関係)

1 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 行為の種類                      |        | 単位                                        | 金額         |
|----------------------------|--------|-------------------------------------------|------------|
| 物品の販売、出店その他<br>これらに類するもの   | 一時的なもの | 1 平方メートル 1 日につき                           | 5 2 0 円    |
|                            | その他のもの | 1 平方メートル 1 月につき                           | 1, 5 7 0 円 |
| 業として行う写真の撮影                |        | 写真機 1 台 1 日につき                            | 3 1 0 円    |
| 業として行う映画等の撮影               |        | 1 時間につき                                   | 1, 2 5 0 円 |
| 競技会、集会、展示会その他これらに類する<br>もの |        | 1 件 3 時間まで                                | 1, 3 8 0 円 |
|                            |        | 3 時間を超えるときは、その超える<br>時間 1 時間 (1 時間未満の端数は、 | 4 6 0 円    |

|                                                                          |               |  |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------|--|
|                                                                          | 1 時間とする。) ごとに |  |
| 備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該行為の区分に係る利用料金の 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する額を加算する。 |               |  |

## 2 有料施設の利用料金（その 1）

| 種別                                                                       |        | 単位                           | 金額           |
|--------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------|--------------|
| 四季の郷公園緑花果樹苑四季さい館                                                         | 研修室    | 9 時から 1 2 時まで                | 1, 7 8 0 円   |
|                                                                          |        | 1 3 時から 1 7 時まで              | 2, 3 7 0 円   |
|                                                                          |        | 9 時から 1 7 時まで                | 4, 1 5 0 円   |
|                                                                          | 会議室    | 9 時から 1 2 時まで                | 9 3 0 円      |
|                                                                          |        | 1 3 時から 1 7 時まで              | 1, 2 5 0 円   |
|                                                                          |        | 9 時から 1 7 時まで                | 2, 1 8 0 円   |
|                                                                          | 実習室（大） | 9 時から 1 2 時まで                | 1, 1 8 0 円   |
|                                                                          |        | 1 3 時から 1 7 時まで              | 1, 5 8 0 円   |
|                                                                          |        | 9 時から 1 7 時まで                | 2, 7 6 0 円   |
|                                                                          | 実習室（小） | 9 時から 1 2 時まで                | 5 2 0 円      |
|                                                                          |        | 1 3 時から 1 7 時まで              | 7 0 0 円      |
|                                                                          |        | 9 時から 1 7 時まで                | 1, 2 2 0 円   |
|                                                                          | 調理実習室  | 9 時から 1 2 時まで                | 1, 1 8 0 円   |
|                                                                          |        | 1 3 時から 1 7 時まで              | 1, 5 8 0 円   |
|                                                                          |        | 9 時から 1 7 時まで                | 2, 7 6 0 円   |
| 四季の郷公園緑花果樹苑イベント広場                                                        |        | 1 時間につき                      | 5 2 0 円      |
| 四季の郷公園緑花果樹苑体験農園                                                          |        | 1 区画 1 0 月（4 月から翌年 1 月まで）につき | 5 0, 0 0 0 円 |
| 四季の郷公園緑花果樹苑シャワー室                                                         |        | 1 回につき                       | 2 0 0 円      |
| 備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該施設の区分に係る利用料金の 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する額を加算する。 |        |                              |              |

## 3 有料施設の利用料金（その 2）

| 種別                  |       | 単位                                              | 金額         |
|---------------------|-------|-------------------------------------------------|------------|
| つつじが丘総合公園<br>テニスコート | 屋外コート | 平日（日曜日、土曜日及び休日<br>以外の日をいう。以下同じ。）<br>1 面 1 時間につき | 8 5 0 円    |
|                     |       | 日曜日、土曜日及び休日                                     | 1, 0 0 0 円 |
|                     |       |                                                 |            |

|                         |         |                         |            |
|-------------------------|---------|-------------------------|------------|
|                         |         | 1 面 1 時間につき             |            |
|                         | センターコート | 平日 1 面 1 時間につき          | 8 5 0 円    |
|                         |         | 日曜日、土曜日及び休日 1 面 1 時間につき | 1, 0 0 0 円 |
|                         | 屋内コート   | 日曜日、土曜日及び休日 1 面 1 時間につき | 2, 0 0 0 円 |
|                         | 会議室     | 1 時間につき                 | 3 0 0 円    |
|                         | 大会運営施設  | 1 時間につき                 | 3 0 0 円    |
|                         | 屋外用放送設備 | 1 式 1 回につき              | 1, 5 0 0 円 |
|                         | 練習用コート  | 平日 1 面 1 時間につき          | 1, 1 0 0 円 |
| 日曜日、土曜日及び休日 1 面 1 時間につき |         | 1, 3 0 0 円              |            |
| つつじが丘総合公園多目的球技場         |         | 1 時間につき                 | 2, 0 0 0 円 |
| つつじが丘総合公園スケートボード場       |         | 1 年につき                  | 1, 1 0 0 円 |

備考

- 1 使用のための準備及び原状に回復するための時間は、使用時間に含むものとする。
- 2 屋外コート又はセンターコートの照明設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該照明設備の使用時間 1 時間につき 5 0 0 円を加算する。この場合において、当該使用時間に 3 0 分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、3 0 分以上 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。
- 3 会議室に係る金額には、当該会議室に備付けの放送設備の使用に係る金額を含むものとする。
- 4 会議室又は大会運営施設の冷暖房設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該冷暖房設備の使用時間 1 時間につき 3 0 0 円を加算する。この場合において、当該使用時間に 3 0 分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、3 0 分以上 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。